

事業所防災リーダー通信 2025

Vol.20

事業所防災リーダーのみなさまへ、防災知識や防災に関するお知らせ等を定期的に発信します。



要配慮者へ心がけるべき配慮とは

防災においてはあらゆる事態や状況を想定することが重要です。

想定しておくべきことの一つに、配慮が必要な人「要配慮者」の存在があります。

どんな人に、どのような配慮が必要か事前に考えておきましょう。



Guideline

配慮が必要な状況を2つのケースで想定してみましょう

1 身体的・年齢的に配慮が必要となるケース

【対象となる人の例】 妊婦／障害者／高齢者／子ども／性的マイノリティ(LGBTQ)

【想定しておくことの例】

- エレベーターが止まった状態で車椅子を使っている方を避難させられるか？
- 視覚や聴覚に障害がある方にどうやって情報を伝えるか？
- 誰でも使えるトイレはあるか、プライバシー確保はどうするか？



2 言語的に配慮が必要となるケース

【対象となる人の例】 外国人観光客

【想定しておくことの例】

- 「危険」や「避難」という言葉は外国人観光客に伝わるだろうか？
- 情報が分からず、不安になっている外国人観光客にどう接すると安心してもらえるか？



! 「やさしい日本語(※)」などを参考に難しい言葉を言い換えましょう。

例:「避難」→「にげる」、「危険」を「あぶない」 ※参考:「東京都帰宅困難者対策ハンドブック」P36

★「マタニティマーク」や「ヘルプマーク・ヘルプカード」を身に付けている場合もあるので見逃さないようにしましょう。



※出典元
「東京事業所防災実践マニュアル」P70～P73
「9.要配慮者への対応を確認すべし」より



◀東京事業所防災実践
マニュアルはこちら

東京都からのお知らせ

東京都では、多くの事業所からの防災リーダーの登録を募集しています。防災リーダーは、1企業や1団体1名ではなく事業所(支社、営業所など)ごと、また、1団体に複数名も登録できます。ぜひとも、この機会に多くの方にご登録いただき防災リーダー同士の結束を強めていきませんか。右記のQRコードを候補者の方にご案内ください。

